

国民年金保険料の納付は 「口座振替」が便利でお得です

平成 29 年 4 月分から平成 30 年 3 月分までの国民年金保険料は、月額 16,490 円です。

保険料は日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニなどで納めることができます。

しかし、「忙しくて・・・」、「つい、うっかり・・・」といった理由でも保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなったり、万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。そこで、国民年金保険料の納付には、便利で安心、確実な口座振替をおすすめします。

毎月振替は 2 種類 早割（当月末日振替） にすると月々 50 円割引！

通常の口座振替の振替日は翌月末日ですが、申し出により早割（当月末日振替）にすると 1 か月あたり 50 円の割引になります。

①早割（当月末日振替）：4 月分の保険料を 4 月末日に振替 → 50 円割引 年間 600 円のお得

②通常（翌月末日振替）：4 月分の保険料を 5 月末日に振替 → 割引なし

※①の早割を希望される方は、初回のみ 2 か月分の保険料（前月分+当月分（割引））が振替えられます。

※4 分の 1 免除、半額免除、4 分の 3 免除の承認を受けている方は、早割を利用することができません。

手続きに必要なもの 年金手帳、預貯金通帳、預貯金通帳届出印



ちょっと増額 付加年金

第 1 号被保険者（および任意加入被保険者）の方は、希望により月々の定額保険料（平成 29 年度：16,490 円）に付加保険料（月額 400 円）をプラスして納めると、老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受け取ることができます。

- ・納める 付加保険料額 月額 400 円
- ・受け取る 付加年金額 年額 200 円×付加月数

（例）付加保険料を 10 年間納めた場合

400 円×10 年（120 か月）＝48,000 円

1 年間に受け取る付加年金額

200 円×10 年（120 か月）＝24,000 円（年額）

※国民年金基金に加入されている方は利用できません。

問合せ・届出先 早来庁舎 住民生活課 住民サービスグループ ☎② 2940
追分庁舎 健康福祉課 福祉・住民サービスグループ ☎⑤ 2411